

令和5年度おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、木材製造業から生ずる木屑等の木質バイオマス資源の有効利用による資源循環型社会の普及及び地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギーに関する設備を設置及び購入又はリースをする者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象実施主体)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- 1 町内に在住している者（しようとしている者含む。）または事業所
- 2 町税を完納している者または事業所

(補助金交付要件)

第3条 補助金の交付対象は、町内の住宅、事業所及び農業用施設に設置するペレットストーブ及び薪ストーブ、薪割機械購入、リースする薪割り機械とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、ペレットストーブ及び薪ストーブの購入及び設置に係る経費、薪割機械の購入に係る経費、薪割り機械のリース代及び運搬に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、下記のとおりとする。

(1) ペレットストーブ、薪ストーブ

施 工 業 者	補 助 金 額 等	備 考
町内に住所を有する 施工業者	補助対象経費の 1/2 又は 200 千円のいずれか低い方	
町外に住所を有する 施工業者	補助対象経費の 1/3 又は 100 千円のいずれか低い方	

(2) 薪割機械

区 分	補 助 金 額 等	備 考
購入	補助対象経費の 1/2 又は 100 千円のいずれか低い方	
リース	補助対象経費の 1/2 又は 20 千円のいずれか低い方	

2 県単独の補助金（2分の1以内100千円限度）を申請している者に対しては、その補助残に対して、上記の表に基づき上乘せ補助を実施する。また補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。なお補助金の交付申請期限は令和6年2月25日までとする。

（1）おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業計画書（様式第2号）

（2）経費に係る見積書

（3）その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出は、住宅、事業所及び農業用施設のそれぞれにつきペレットストーブ及び薪ストーブの別に及び薪割機の購入は、1回に限るものとする。

（設置計画の変更）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更で補助金額の増額を伴わない変更とする。

（1）補助事業に要する経費の配分の10分の3を超えない増減

2 前項の規定により、町長の承認を受けようとするときは、おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第12条の規定による補助状況報告書（様式第4号）に添付すべき書類は、おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業状況調書（様式第5号）とし、当該年度の12月31日現在における状況を記載し、翌年1月10日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による補助状況事業実績報告書（様式第4号）に添付すべき書類は次のとおりとし、設置完了後30日以内又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（1）おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業成績書（様式第2号）

（2）設置状況がわかる写真

（3）経費に係る領収書等の写し

（4）その他町長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。